

制定 2011年8月18日

京都学生祭典実行委員会個人情報保護規程

第1条（目的）

1 この規程は、京都学生祭典実行委員会（以下当実行委員会）が取り扱う個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、個人情報の収集、管理及び利用に関する当実行委員会 の責務を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資することを目的とする。

第2条（定義）

1 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの、および特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 情報主体

個人情報から識別され又は識別されうる個人をいう。

第3条（責務）

1 当実行委員会は、当実行委員（おどり手・担ぎ手・短期ボランティアスタッフを含む）および関係者の個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じなければならない。

2 当実行委員が、個人情報を取得し利用する場合または第三者に提供する場合は、この規程に従わなければならない。

3 当実行委員は、業務上知り得た個人情報を、業務以外の目的で他人に漏らしてはならない。

4 当実行委員は、個人情報データベース等を不正に利用してはならない。

第4条（管理者の設置）

1 当実行委員会はこの規程の目的を達成するため、個人情報管理者（以下管理者）を個人情報を取り扱う各部署に置き、全個人情報を管理し、個人情報保護に関する権限と責任を有した個人情報統括管理責任者（以下責任者）を設置する。個人情報の安全性及び信頼性を確保するために次の各号に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人データの改ざん、漏えい、紛失または毀損を防止すること
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つこと
- (3) 保有する必要がなくなった情報について、速やかに廃棄または消去すること

第5条（取得制限）

1 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

2 以下の各号に掲げる個人情報は取得してはならない。

- (1) 思想、信条および宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事項など当実行委員会が適切でないと判断した事項

3 個人情報を取得する場合は、本人に利用目的等を通知するか公表する場合を除き、本人から直接に情報を取得しなければならない。ただし、以下の各号に該当する場合はその限りでない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令の定めに基づく場合
- (3) 生命、身体または財産の保護のために緊急の必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 正当な理由があると認めた場合

第6条（利用制限）

1 取得した個人情報は、取得した目的以外のために利用してはならない。ただし、以下の各号に該当する場合は、その限りでない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 生命、身体または財産の保護のために緊急の必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 調査・統計等に利用する必要がある場合
- (5) 正当な理由があると委員会が認めた場合

2 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知するか公表し

なければならない。ただし、前項但書に該当する場合は、その限りではない。

第7条（第三者提供の制限）

個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供をしてはならない。ただし、以下の各号に該当する場合は、その限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 実行委員及び参加者（出演者・出店者等）等の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 正当な理由があると当実行委員会が認めた場合

2 個人データを第三者に提供する場合は、以下の事項に留意して契約を締結しなければならない。

- (1) 提供先において、その従業者に対し当該個人情報の取り扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、または盗用してはならないこととされていること
- (2) 当該個人データの再提供を行うにあたっては、あらかじめ書面によって責任者の了承を得ること
- (3) 提供先における保管期間等を明確化すること
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却または提供先における破棄もしくは削除が適切かつ確実になされること
- (5) 提供先における個人データの複写および複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。)を禁止すること

第8条（開示）

1 情報主体は、当実行委員会が保有する自己に関する個人情報について、管理者に開示の請求をすることができる。

2 前項の請求があった場合は、管理者は当該個人情報を開示しなければならない。ただし、開示しないことに正当な理由があると認められる場合は、その理由を文書で通知することにより、個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

第9条（訂正・削除）

1 情報主体は、自己に関する個人情報に誤りがあると認められる場合、管理者にその箇所の訂正又は削除を文書により請求することができる。

2 前項の請求があった場合は、管理者は遅滞なく調査・確認のうえ、必要な措置を講じ、その結果を情報主体に文書で通知しなければならない。訂正又は削除に応じられないときは、その理由を文書により通知しなければならない。

第 10 条（不服の申立て）

- 1 実行委員及び参加者等は、前条に基づく開示、訂正等または利用停止等の請求に対してなされた措置について不服がある場合には、当実行委員会に対し、文書で不服の申立てをすることができる。
- 2 当実行委員会は、前項の規定による不服の申立てを受けたときは、すみやかに審議・決定し、その結果を情報主体に文書で通知しなければならない。

第 11 条（報告義務および調査）

- 1 実行委員等は、個人情報の取り扱いについて、この規程に抵触する事実があると判断した場合は、その事実について速やかに管理者または当実行委員会に報告しなければならない。
- 2 管理者は、個人情報の取り扱いについて、この規程に抵触するおそれがあると認識した場合は、その事実について速やかに調査し、責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた責任者は、速やかに必要な措置をとるとともに、その内容について京都学生祭典実行委員会に報告しなければならない。

第 12 条（罰則）

実行委員等がこの規程に定めた責務に違反した場合は、当実行委員会により注意、警告、面談、執行部会議、退会という懲戒をすることができる。

第 13 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、京都学生祭典実行委員会において決定する。

附則

この規程は、2011 年 8 月 18 日から施行する。